

福島県精神保健福祉士会とは？

私たちは主に福島県内で活動する精神保健福祉士の団体です。精神保健福祉士としての資質向上や会員相互の交流などを目的として、2001年12月に設立しました。

会員の特典は？

- 当会で企画する様々な研修で、精神保健福祉士としての自己研鑽に励むことが出来る。
- 各部会活動（右ページ参照）や各方部活動などを通して、会員同士の交流を図ることが出来る。
- 年2回の会報をお届けする。
- タイムリーな情報をメールマガジンで入手できる（月2回の配信）など

入会方法は？（入会の流れ）

- ① 次のものを用意する（*入会申込書はホームページでも入手可能）
 - ・入会申込書
 - ・精神保健福祉士の登録証の写し
- ② ①で用意したものを各方部長へ提出する（2019年4月現在）

方部	担当者	電話番号（所属機関）
県北・相双方部	齋藤（さいとう）	024-553-1569（桜ヶ丘病院）
県中・会津方部	有我（ありが）	024-926-1061（針生ヶ丘病院）
県南方部	田崎（たざき）	0247-43-2160（ウッドピアはなわ）
いわき方部	白玉（しらど）	0246-43-2111（内線5586） （いわき障がい者相談支援センター）
県外の方	菅野（かんの）	024-553-1569（桜ヶ丘病院）

- ③ 以下の口座に入会金と年会費を振り込む（手数料は自己負担になります）

入会金 3,000円

年会費 5,000円

- 福島県精神保健福祉士会 専用口座

東邦銀行 菜根支店

口座番号 614138

口座名 福島県精神保健福祉士会 会長 水野英一

- ④ ①～③完了後、理事会（奇数月開催）で審議。承認されると事務局より入会承認の文書が届く
- ⑤ ④に同封されている年会費自動引き落とし（F-Net）申込用紙に必要事項を記載し、事務局へ郵送する
- ⑥ 正式完了

*精神保健福祉士の資格をお持ちでない精神保健福祉の相談業務に関わっている方や、当会の事業にご賛同いただける方の入会も可能です。その方は年会費が3,000円となります。詳しくは事務局までお問合せ下さい。

退会・登録変更について

退会を希望される場合や、勤務先や姓名の変更など申込当初とは情報が変更となる場合は、当会ホームページに専用フォーマットがあります。そちらに必要事項を記載の上、各方部長へ提出願います。